

○堤防と道路との兼用工作物管理協定の公示について

〔昭和五八・五・一一 建設省政令第八の二〕
〔各都道府県知事等へ 河川局長政課長通達〕

標記について、各地方建設局河川部長、北海道開発局建設部長及び沖繩総合事務局開発建設部長あて別添写しのとおり通達したので、参考までに送付する。
なお、貴管下の兼用河川の管理者にも周知方お取り計らい願いたい。

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の種類	河川管理施設の位置	管轄工事事務所	管理を行う者の氏名及び住所
○川水系 ○川	左(右)堤防	○町大字 ○郡○字 ○番地 先から ○町大字 ○番地先まで	○工事事務所	氏名 住所
○川水系 ○川	左(右)堤防	○町大字 ○郡○字 ○番地 先から ○町大字 ○番地先まで	○工事事務所	氏名 住所

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設(路面、路盤の部分を含む)、路肩、道路の付属物その他のもつばら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の付属物に係るものに限る)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長○メートルまでの範囲内にあるものについて
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

昭和 年 月 日から道路の存続する日まで

- 注 1 1のうち管轄工事事務所が同一の場合、同欄を省略するとともに、公示文中「同局管轄工事事務所」を「同局○工事事務所」として当該管轄工事事務所名を記載すること。
- 2 3の期間は、協定実施の日とする。

○河川法第二章第三節第三款(ダムに関する特則)等の規定の運用について

昭和四一・五・二七 建設省政令一七八
各都道府県知事等へ 河川局長通達
各地方建設局長

建設改正 昭和六二・四・一一 建設省政令三七

標記については、下記により措置するものとし、もつてダムの適正な運営の確保を図ることとされる。

記

一 ダムの種類について
河川法(昭和三十九年法律第六十七号。以下「法」という。)第二章第三節第三款の規定の運用上、法第三十六条の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上のもの(以下「ダム」という。)を次のように分類する。

第一類 その設置に伴い下流の洪水流量が著しく増加するダムで、これによつて生ずる災害を防止するため、当該増加流量を調節することができるものと認められる容量を確保して洪水に対処する必要があるもの

第二類 堆砂によりその上流の河床が上昇したダム又はその設置者が貯水池の敷地として権原を取得した土地の広さが十分でないダムで、洪水時にその上流の水位が上昇することによつて生ずる災害を防止するため、貯水池の水位を予備放流水位として洪水に対処する必要が

あるもの
第三類 貯水池の容量に比して洪水吐の放流能力が大きいダム又は洪水吐ゲートの操作の方法が複雑であるダムで、貯水池の水位を予備放流水位として洪水に対処することが、災害の発生を防止し適切と認められるもの

第四類 貯水池の水位を常時満水位として洪水に対処しても災害の発生を防止し支障がないダム

二 河川の従前の機能の維持(法第四十四条)について

(1) ダムに関する水利使用の許可の申請がなされる場合又はこれがなされた場合においては、次の措置をとること。

イ 当該ダムの上流に生ずべき堆砂が原因となつて災害が発生するおそれがないように、その対策として十分の余裕を旨込んだ計画が作成されるように申請者を指導すること。

この場合において、必要があると認めるときは、当該許可に、その対策に係る事項を条件として附することとして、当該申請を処理すること。

ロ 当該ダムが第一類のダムに該当すると認められるときは、当該許可に、法第四十四条の標示に係る事項を条件として附することとして、当該申請を処理すること。

(2) 既設のダムのうち、その上流の堆砂の状況に関する報告を定期になすべき旨の条件が水利使用の許可に附されているものその他理に第二類のダムに相当し、若しくは相当すると疑われる事柄があるもの又は近く第二類のダムに該当するに至るおそれが大きいと認められるものについては、次の措置をとること。

イ 水利使用の許可に附された条件若しくは法第七十八条第一項の規定に基づき、又は当該ダムの設置者に対する指導により、毎年度、当該ダムの設置者から、その上流の堆砂の状況に関する報告を徴し、これによつて災害が発生するおそれがないかどうかを検討すること。この場合において、北海道開発局長は、その上流の堆砂の状況について法第七十八条第一項の規定による報告を徴する必要があると認めるときは、すみやかに、建設大臣に対し、その旨を上申すること。

ロ イの検討の結果に基づき、当該ダムにつ

いて法第四十四条第一項に規定する施設の設置又はこれに代わるべき措置(洪水が遡ることとなる他人の所有地を貯水池の敷地とするための買収その他の権原の取得を含む)を行なう必要があると認めるときは、当該ダムの設置者が遅滞なくこれを行なうように当該ダムの設置者を指導すること。

ハ ロにより指導した場合において、当該指導によつてはその目的を十分達成することができないと認めるときは、地方建設局長(北海道開発局長を含む。以下同じ)にあつては建設大臣に対し法第四十四条第一項の指示をすべき旨を上申し、都道府県知事にあつてはあらかじめ建設大臣の承認を受けて当該指示をすること。この場合における上申又は承認の申請は、上申書又は申請書に、指示書の案のほか、当該指示を必要とする理由、ロの指導の経過及び結果その他参考となるべき事項を記載した図書を添付し、これらを建設大臣に提出してすること。

三 観測施設(法第四十五条)、通報施設(法第四十六条第二項)及び警報施設(法第四十八条)について

(1) ダムに関する水利使用の許可の申請がなされたときは、当該許可に、法第四十五条の観測施設、法第四十六条第二項の通報施設及び河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)以

下(令)という)第三十一条の警告をするためのサイレン、警報車等の設置に関する計画を河川管理署の承認に係らしめる旨の条件を附することとして、当該申請を処理すること。

(2) 令附則第九条の規定の適用を受けるダムで、これに係る法第四十五条の観測施設又は法第四十六条第二項の通報施設が令第二十六条又は第二十八条の規定に適合していないものについては、昭和四十二年三月三十一日までの間に、これらの規定に適合する当該観測施設及び通報施設を設けるように当該ダムの設置者を指導すること。

(3) 令第三十一条の警告をするためのサイレンは、洪水時におけるその吹鳴が洪水によつて生ずる災害の防止上有効かつ適切であると認められるときは、できるだけ、予備電源設備を附置する等暴風雨の下においてもその吹鳴を確保することができるものとするように、ダムの設置者を指導すること。

四 ダムの操作規程(法第四十七条)について

(1) 法第四十七条第一項の規定によりダムの設置者が操作規程を定め、又は変更するときは、別添第一の標準操作規程の例によつてするように当該ダムの設置者を指導すること。

(2) 既設のダムのうち、別添第二に掲げるものその他現に定められている操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認められるもの

については、次の措置をとること。

イ 当該ダムの設置者が遅滞なく法第四十七条第一項の承認を受けて当該操作規程を変更するように当該ダムの設置者を指導すること。

ロ イにより指導した場合において、当該指導によつてはその目的を十分達成することができないと認めるときは、地方建設局長にあつては建設大臣に対し法第四十七条第四項の命令をすべき旨を上申し、都道府県知事にあつてはあらかじめ建設大臣の承認を受けて当該命令をすること。この場合における上申又は承認の申請は、上申書又は申請書に、命令書の案のほか、当該命令を必要とする理由、イの指導の経過及び結果その他参考となるべき事項を記載した図書を添付し、これらを建設大臣に提出してすること。

(3) 法第四十四条の規定により指示することができる事項で、現に定められている操作規程の変更を伴うものに関し、法第四十七条第四項の命令をするときは、当該事項に関する法第四十四条第一項の指示とあわせて、又はその指示をした後にしなければならないものであること。

五 洪水調節のための指示(法第五十二条)について

(1) 別添第二に掲げる第一類のダムその他第

二十条(第二十三条)

附則

第二章 総則

(趣旨)

第一条 この規程は、〇〇ダム(以下「ダム」という)の操作の方法のほか、ダム及び〇〇貯水池(以下「貯水池」という)の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第二条 〇〇発電所(以下「発電所」という)に、河川法(昭和二十九年法律第六十七号、以下「法」という)第五十条第一項に規定する管理主任技術者一人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づき命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に關する事務を誠実に行わなければならない。

(ダム及び貯水池の諸元等)

第三条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) ダム

- イ 高さ ○○ m
- ロ 堤頂の標高 ○○ m
- ハ 越流頂の標高 ○○ m
- ニ 洪水吐ゲート

二十三条第一号又は第二号に該当するダムについては、その下流の地域に洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において法第五十二条の指示をすることが、必要かつ適切であるかどうかを検討すること。

(2) (1)の検討の結果に基づき、法第五十二条の指示をすることが予想されるダムがあるときは、当該指示に基づき措置が円滑に行なわれるように当該ダムの設置者との協議により、その措置の内容、当該指示の伝達の方法その他当該指示に關する事項をできるだけ予定しておく。

(3) (2)の協議が成立したとき、又は当該協議の成立が困難であることが明らかになつたときは、すみやかに、その成立した協議の内容又はその成立に至らない経過を本職に報告すること。

六 出水期前におけるダムの管理体制の整備について

毎年度、出水期前に、各ダムについて、法第七十八条第一項の規定による立入検査を行なうこと等により、洪水時において当該ダムを適切に管理することができる体制を整えておくよう当該ダムの設置者を指導すること。

別添第一 標準操作規程

一 この標準操作規程においては、次の条件をそ

なえるダムを想定して、これに關する操作規程を記載した。ただし、注として他の記載例その他参考となるべき事項を併記した。

イ 一般河川に設置されるダムとする。

ロ もつぱら発電の用に供されるダムとする。

ハ 第一類のダムで、その設置に伴う下流の洪水流量の増加を予備放流方式により調節することとされているものとする。

ニ 予備放流水位は、原則として年間を通じて一定とし、各洪水ごとに洪水警戒時において所定の水位まで低下させるものとする。

ただし、必要な場合は非洪水期における予備放流水位を定めることができるものとする。

ホ 他の河川から取水した流水を直接貯水池に注水する一の取水施設を有するものとする。

二 個々の操作規程を作成するに当たつては、この標準操作規程の規定について、必要に応じ、取捨選択、変更等をするものとする。

〇〇ダム操作規程

目次

- 第一章 総則(第一条―第九条)
- 第二章 ダム等の管理の原則
 - 第一節 流水の貯留及び放流の方法(第十条―第十二条)
 - 第二節 放流の際にとるべき措置等(第十四条―第十九条)
 - 第三節 洪水における措置に關する特別(第二十